

日本原燃株式会社再処理事業所における
再処理の事業の変更許可申請の概要につ
いて

令和 2 年 5 月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本原燃株式会社

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 再処理事業所

所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

(3) 変更の内容

平成4年12月24日付け4安(核規)第 844 号をもって事業の指定を受け、これまで事業の変更の許可を受けた再処理事業変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記載の一部を変更又は追加している。

三、再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

六、使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

七、再処理施設における放射線の管理に関する事項

八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を行う。併せて、記載事項の一部を関連法令の条文等と整合した記載に変更する。

